

平成21年 1 月29日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
都	市建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年 1月29日（木）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について
議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について
議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第4 議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について
議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
-

午前10時 開会

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから平成21年鹿島市議会1月臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番松本末治君、4番光武学君、5番馬場勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日1月29日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

監査委員から平成20年度11月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る12月定例会において採択になりました意見書第9号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書は、12月24日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第58号～議案第59号、議案第61号～議案第62号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての4議案の審議に入ります。

去る12月16日の本会議において文教厚生産業委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第58号から議案第59号及び議案第61号から議案第62号の4議案について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生産業委員会審査報告書

平成20年12月16日の本会議において付託され、閉会中の継続審査となっておりました、議案第58号「鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について」、議案第62号「鹿島市民図書館の指定管理者の指定について」の4議案は、平成21年1月13日に総務建設環境委員会との連合審査会で審査、1月19日に「かしま市民立楽修大学」の学長、理事長、事務局長より参考人としてご意見を伺い、その後委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

平成21年1月19日

文教厚生産業委員会
委員長 水頭喜弘

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

おはようございます。文教厚生産業委員長の報告を行います。

去る平成20年12月16日の本会議において付託され、閉会中の継続審査となりました議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての4議案は、1月13日、執行部の出席を求め、総務建設環境委員会、文教厚生産業委員会による連合審査会を開催し、執行部から各議案に対する説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

今度の審査会で一番戸惑っているのは、37,000千円人件費をカットする、役所のほうは縮減できたという論理かもしれないが、そこで働く人は鹿島市民のはずである。そこにしわ寄せが行くと思っている。受ける側が37,000千円カットされて、果たして採用とか何かいったときにいかななものかと思う。申請する側もある程度事業計画に基づいて予算を上げて、その後、指定を受ければ、協定書の中で予算の配分とか詰めるべきと思うが、その点どうかに対し、協定書の中身によって予算が決まってくる。協定を結んで、来年度の予算で市全体の予算もいろいろ議論をしながら相手方と来年度の予算についてこうしましょうと。協定がどういう協定をするかわからないのに予算も何も積算できないのでは。協定書の中身が今の段階でどうかと言われるからそうなる。

指定管理者をどこにするかが議論になっているが、本質的には3施設を指定管理者として指定するかどうか、そのことについて議論するのが大事ではないか。1つは、指定管理者と行政が委託した分について、指定管理者になろうとしているところが今まで自主事業をなされているが、事業の区分というか、運営、施設についてはどのような形になるのかに対し、市民立大学の自主事業であるが、エイブルのソフト事業で実績も上げられている。これについては自分たちでもう運営されている。施設の管理は管理費として委託料で管理してもらう。自主事業はそのまま継続していただき、頑張ってくださいという考えである。

今回は多額の委託料になり、適正な執行のために監査体制がどうしても必要になってくる。市民会館、生涯学習センター、図書館と多岐にわたるために、これもお願いであるが、もう1名ぐらい増員を考えてほしい。できるだけ透明性の確保のためにもと思うが、いかにかに対し、そういう御意見があったことは伝える。組織体制として教育次長が監事という役目に入るようにされている。人数のことはお伝えするけど、チェック体制については行政側からも入るようにされている。

次に、鹿島市の公開性、透明性をいえば、この選考委員に各地区からある程度の方を入れてというやり方も一つの方法なのではないか。あくまでも楽修大学の理事会で決められることであるが、今後、考えられてもいいのではに対し、全体の中でずっと選考をされる。選考委員そのもののメンバーのことと思うが、市民立大学の中でお伝えしたい。

伊万里の浪漫大学は本年4月で解散されると言う。当市の市民立大学も財政運営上は結構厳しいのではないかとこの質問に対し、指定管理を受けることで、箱物の建物を維持しながら、そこで自由に事業ができる大学としたいという答弁があったが、それに対し、さらに従来までの説明は、より開かれた3施設にするためと、結果論として財政的に貢献もありますという説明だったと思う。要素が3つになった。従来の基本的な委託をする目的というのが2本の柱から3つの柱であったというのが今明らかになり、拙速ではないかという印象がまだぬぐえないという意見がつけ加えられた。

次に、法人化をすることによって、理事の権威的なものがあるのか。このまま任意団体のままなのか、ある段階では法人化を目指されるのか、きちんとした形で方向性を示したほうが、5年間という契約期間がありますので、それがいいのではないかと、今の段階では法人化とかなんとか具体的な話はしていない。ただ、今後はそういうことも検討しなければならない必要性があれば検討をする。

質疑終了後、連合審査会を閉会し、直ちに文教厚生産業委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号の4議案について、参考人招致をお願いする動議が発せられ、動議成立後、賛否を諮った結果、参考人招致と決せられました。

その後、1月19日にかしま市民立楽修大学の学長、理事長、事務局長より参考人として意見を伺いました。

質疑の主なものとして、

今後、働く人たちがやりがいのある職場をつくり上げていくのに、どういうところに気をつけて就業規則をつくられるのかに対し、公務員に準じた待遇になるが、休みのとり方等は恵まれていると思う。指定管理の5年間ということだが、自己評価、上司評価を受けながらやっていく。接客もレベルアップしている。公募をかけたことによって、生涯学習とか、こういう事業をやりたいという方を採用。利用者に感謝されることがモチベーションアップにつながっていく。

図書館も市民立大学の一つである、別ではない。今回の取り組みの一番大きな問題は市の財源を削るということ。働く人たちの雇用が財政的に守られていくのか、不安定な雇用になりはしないか。まだお金の論議はないが、一番気になる。そういう心配をしますが、どういうお考えなのかに対し、確かに金額について精査し、人件費についてはかなり議論をした。いろんな考え方があると思うが、民間よりもかなりまだ低いという水準ではない。通常の雇用水準が保たれるという気がする。

次に、お受けになるとすれば、今何を市に要望したいのかに対し、受けるほうとして、ある程度自分たちのやりたいことを見た上で予算を検討してほしいと考える。さらにスタッフ

がふえ、エイブルが変わったねと言われるように、使いやすいように自由に検討させていただきたい。

指定管理者の条件に基づく申請書類を一式そろえるということが大事と思う。事業計画に伴う予算が幾らかかるのか提示をしたのかに対し、現在、予算については委託料として行政で示されており、自主的に考えるべきである。暫定的な組織であり、次に決まる学長に引き継ぐ。細かい運営予算的なものは考えていきたい。

次に、当初、我々の委員会に執行部から提案された時点では、歳出の削減、経費節減をするためという点が余りにも広く出ていた。三千数百万円の歳出削減についてはどのような考えかに対し、私たちは受託する側で準備をしてきて、お金について厳密なところの考えはない。ある程度、行政で算出していただいた予算の中でやらざるを得ないという状況である。理念に基づき、みずからの責任でやっていく。ある程度は無報酬でやっていく。民間の活力を利用して、民間から来ている人の知恵で距離を近くするというか、そういうイメージで考えたときがあった。予算については、お金の中でできることをやっていこうと思っている。

質疑終了後、直ちに議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号の4議案に対して一括して討論を行い、反対討論、賛成討論がありました。

反対討論として、公の施設に対する自治体本来の責任の問題、指定管理制度の導入、管理経費節減が中心となって進められており、指定管理者制度については納得できない。そうすべきではないと思う。今回、特に図書館を含め、生涯学習関係、教育部門ということもあり、国自体も指定管理は望ましくないという意向もある。反対の態度をとりたい。

賛成討論として、かしま市民立楽修大学は平成18年6月に設立され、それ以前から文化事業でかなりの成果は十分に出されており、周知のことである。予算等での市のバックアップは十分にやる。問題点があるときは、要望として、透明性を高めていただき、しっかりと公開をし、市民全体、全員で見守っていく、協力していくという体制をとっていけば十分に引き受けていただけたらと思う。

採決の結果、議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての4議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生産業委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告がありました。一括して反対の討論をしたいと思います。

指定管理制度は、2003年9月に公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が施行されたことによって始まったと思います。全国で、福祉や文化、スポーツなどの施設の管理運営を民間団体や企業にゆだねるという事態が進んできました。法が公布されるに当たって、政府は公の施設の管理状況全般について点検をし、指定管理者制度を積極的に活用されるようということ自治体に通知したと聞きます。さらに、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針では、すべての公の施設について管理のあり方について検証を行うことを求め、その検証に際しては、民間事業者などを指定管理者にする場合との比較なども含め、その理由を明らかにした上で住民などに対する説明責任を十分に果たすこと、管理主体が指定管理者となっていない場合には、その理由などの具体的な状況を公表することなどが指示されているようです。これは明らかに指定管理者制度導入を前提とした検討を求めるもので、自治体がそれ以外の管理運営形態を採用しないように強力に誘導したものだと言われています。

公の施設は、全国において長期にわたる地方行革が影響して、予算の削減や事業縮小が続いて、地域住民が施設を利用する要求に十分にこたえられなくなっていると言います。そんな中で、それぞれの自治体は、そのような中でもどのように住民の要求にこたえるかと、それなりの努力がなされてきたと思います。しかし、国が出した画一的な指定管理者制度を前提とした国の指示が、それぞれの地方の独自性といいますか、創意性をつぶすものになったと思われま。

総務省自治行政局長通知では、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的とするものであるとしています。しかし、実際的に国が言うような検討がされるのではなく、民間への委託は経費節減のみが重点目標であることは間違いないことだと思います。これまで公の施設については、長い間、努力をされた職員、さらには専門的な知識やその蓄積などが大きな役割を果たしてきたものだと思います。この指定管理者制度こそ、官から民へとする構造改革の具体化としてつくられたもので、住民の福祉向上の目的で設置運営されていた公共施設を利潤追求を目的とした企業に管理をゆだねるなんてことは絶対に許されるものではありません。

鹿島市においても、既に指定管理者制度を導入した施設もあります。幸いその中の一つたりとも企業に任せたというものはありませんので、まだ救いですが、私はこれまでも指定管理者制度の導入には反対の態度をとってきました。先ほども申しましたように、住民の利益よりも利潤を追求するような官から民へとする構造改革の具体化としてつくられた今回の制

度です。鹿島市においても、明らかにこれは財源を少なくするため、つまり今回取り組まれているのは37,000千円の削減が目的ということはいま明らかです。

まず私は、こういうような中で指定されようとしている施設の内容について、やっぱり十分に論議をし、そして、それが指定するに適当かどうかということについて考えることが一番大事だとこれまでも申し上げてきましたので、この点について、少し長くなると思いますが、意見を言わせていただきたいと思います。

日本図書館協会の「公立図書館の指定管理者制度について」と題する見解を私は見ました。これは2005年のものですので、数年前ではありますが、基本は変わりません。協会は、政府が2004年7月、公立図書館への指定管理制度の導入について、現行の規定により対応可能とした見解が出された際、法や制度、実態を無視して解釈していると言わざるを得ないと批判しましたが、今回の見解では、「地方公共団体と公立図書館が主体的にその適用の是非、有効性の有無を判断することを望むものであるが、公立図書館への指定管理者制度の適用について、公立図書館の目的達成に有効とは言えず、基本的になじまないものとする。」と結論づけています。とりわけ民間企業者を指定管理者とすることは避けるべきだとしています。

その理由ですが、まず指定管理者制度を図書館に適用するかどうか検討する視点、基準として、1つとして、指定管理者制度を適用するかどうかは、その施設の設置の目的を効果的に達成するために必要か、また住民サービスの向上に資するかどうかを検討されるべき。2つとして、公立図書館は公の施設であるだけでなく、教育機関として位置づけられていること。3つ目、公立図書館のサービスは、ほかの図書館との連携協力を不可欠としていること。4つ目、図書館法により無料の原則とされていることなどを上げています。

また、みずから直接管理するよりも、指定管理者制度を適用したほうが図書館の設置の目的を効果的に達成することを客観的に示す必要がある。開館日や開館時間を拡大することや司書率の向上などをその理由に上げている例があるが、それは直営でも可能なことであり、合理的な根拠とは言えない。2つとして、これまで公立図書館の管理を地方公社などに管理委託してきたところは直営に戻すことを選択肢とすべきこと。これまでの経験と実績が将来の発展に生かせるノウハウの蓄積になっているかの再検討が必要。3つ目として、住民などがNPO法人を設立して、その団体を指定管理者にして図書館の管理を代行しようとするケースも見られるが、その場合は公立図書館としての事業の継続性についての見直しを確認することが重要であるなどの現状に照らした具体的な視点を上げています。

さらに加えて、民間事業者を指定管理者とすることについて言及し、図書館の連携協力の整備が不可欠であるが、競争関係に立つ民間企業でこのことを達成することは難しい。さらに、都道府県立図書館の市町村支援、市町村の図書館による学校へのサービス、地域とのつながりによる活動などを民間企業者が行うことは疑問である。さらに、公共図書館事業は、

いわゆる事業収益が見込めない公共サービスであり、営利を目的とする団体が管理を行うことには無理があると述べて、避けるべきだと主張しております。

また、管理代行の業務を一部に限定することに対しては、業務管理の複数化によるマイナスが生じないか、検討の余地があると述べております。

図書館への指定管理者制度適用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、図書館法及び図書館法第18条に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」という文部科学省通達、「図書館の自由に関する宣言」などの観点から、株式会社でもよいという指定管理者制度の導入は全く相入れない。地方自治法の中に大前提として、普通地方公共団体は、公の施設の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときでなければ指定管理者制度をしてはいけないというようなことが書かれております。

さらに続けますが、図書館の管理運営の形態を検討するためには、公の施設を一般としてではなく、図書館固有の特性があることに大きな問題があると言われております。

そういう中で、いろいろありますが、例えば、現在の管理運営形態の問題点を把握すること、サービス計画の立案と点検の問題、また図書館の設置目的、これは具体的に言いますと、公の施設はそれぞれ機能、役割が異なっており、サービスの内容に応じた専門性がある。公の施設に指定管理者制度の導入が可能となったとしても、そのすべてに適用されるものではない。地方自治法第244条の2第3項は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに指定管理者制度を適用するとしている。地方自治法は、公の施設の管理は直営を原則としており、例外として指定管理者制度を適用する場合は、それぞれの公の施設の設置目的達成に限っているのである。図書館の設置目的は、住民の資料、情報の要求にこたえることが基礎としてある。これが達成されなければならない。指定管理者制度を適用した経費節減を重視しているということは、図書館の設置目的に照らしてどうかということになり、サービスの低下は逃れられないものだと思います。

さらに、図書館は教育機関ということに大きな問題があると思います。図書館は教育機関として位置づけられている。教育機関については、文部科学省は教育、学術及び文化に関する事業を行うことを主目的とし、専属の物的施設及び人的施設を備え、かつ管理者の管理のもとに、みずからの意思を持って継続的に事業の運営を行う機関であるということを言っています。これを図書館に引き寄せて考えてみると、図書館は単なる物的施設ではなく、人的施設、つまり職員がいることが要件であり、管理者、つまり教育委員会の管理を受けつつ、図書館みずからの意思を持って事業を行うことを求めている。資料の選定がほかから干渉を受けることなく、図書館が独自に方針、基準を持って行う根拠の一つはここにあると思います。

さらに、図書館の無料の原則とか、著作権の問題、情報公開、図書館の連携協力によるサービスの問題など、いろんな問題が指摘をされております。特に個人情報の保護の問題、

それから事業活動等の情報公開の保障など、重要な問題も解明されなくてはならないし、さらに指定管理団体に雇用される職員の問題があります。図書館業務を担うにふさわしい職員の雇用形態、勤務条件の確保、労働法規の厳守は当然です。また、指定管理後の雇用の継続、保障の課題があります。期間が終了したからといって、それはその団体の問題であると割り切ることは適切ではありませんと言われていました。指定管理者制度は、自治体という公共団体が、いわば親会社として存続する仕組みであり、この雇用問題の検討も重要なことになると言われていました。このようないろんな問題がまだ山積しておりますし、こういう観点から図書館を指定管理者制度に適用することは適当でないというふうに思います。

さらに、今回は既に市民立大学に指定をするということと言われておりますが、市民立大学のほうからもおいでいただいて、いろんな意見を聞きましたが、やっぱり5年間という限定の問題は会自体も不安な要素があるということも受けとめられました。特に、先ほども申しましたが、働く人たちの雇用の問題、大きな問題だと思います。5年間という期限の限定があるわけで、特に今回、人件費の削減、37,000千円というのが主たる目的で取り組まれているわけで、そのような中でサービス向上などということを言われました。開館時間の問題、その他の論議になりましたが、しかし、そういう限られた財源の中でサービスをするということになりますと、おのずから働く人たちに大きなしわ寄せが来ることは間違いないことです。特に今の段階では、市の職員ですかね、賃金についてもそういう余り変わらない状況の中でというようなことが言われているようですが、しかし、具体的にそれが本当に保障されていくのかどうかというのは定かでないと思いますし、また5年間という期限の中で安定して働いていけるという、その保障も全くないというような問題もあると思います。

いずれにしても、私は指定管理者制度自体に反対の態度をとりますので、どこにそれを指定するという問題についても、おのずからそこがどうだということではなくて、私は同意をしないという立場に立っております。

特に私はと思いますが、委員会の中で、先ほど委員長の報告もありましたが、この問題について、まだすべての委員が十分じゃないということもあってだと思いますが、附帯決議をつけようという動きもあったわけです。附帯決議をつけようということは、やっぱりまだ本当にそのことに対して十分に納得がいかない不安な問題があるというために附帯決議をつけようという動議がなされた、もちろんこれは否決になりましたが——否決じゃなかったですね。否決やったですかね、委員長。附帯決議は……（「否決」と呼ぶ者あり）否決やったですね、ごめんなさい。否決にはなりましたが、そういう問題があるからこそ、こういう取り組みもしようという動きがあったと思います。

いろいろ申し上げましたが、本当に今の状況の中で私たちが何をすることが一番大事なのか、住民のサービスにどう立つべきかということを中心に考えなくちゃいけないんじゃないかと思います。きのう、麻生首相が所信表明しましたが、麻生首相は構造改革、官から民へ

というような問題について、ちょっとばかり批判の言葉も出ましたが、もうみずから進めてきた人たちがそれを言わざるを得ないようになっている。それを今、追っかけながら私たちがやっているという状況ですから、これからも十分に考えて取り組まなくてはいけないと思いますし、すべての議員の方の御理解をいただきたいと思います。

以上で私の討論を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

5番議員の馬場でございます。私はこの4議案に対して賛成の立場で討論をしたいと思えます。

鹿島市において、市民の生涯学習を目的とするエイブル事業、図書館運営は、今まで市民の協力のもとに着実に進められてきました。その中で、市が進める財政基盤強化計画の一つとして指定管理者への移行が計画され、平成17年、市民立楽修大学が設立の準備を経て、18年6月設立され、今日に至っています。この間、鹿島市民の方、多くの方が協力をされ、市民サービスが低下することなく、文化事業ではかなりの成果を上げてこられたとっております。また、経費も、17年度と比較して20年度は約24,000千円の経費節減となり、そして23年度は約38,000千円の節減をする計画ということになっております。これも、やはり市民と市当局の共働、ともに働いてこられたたまものではないかと考えております。

去る1月19日の委員会、先ほども委員長報告の中にありましたが、市民立楽修大学より3名の方が参考人として出席をされました。我々の質疑に対し、誠意と熱意を持ってお答えをいただきました。今後も市のために力強い協力がいただけるものと私は確信をいたしました。不備な点は隠すことなく検討してもらい、市民の活力と連携を大切にしてもらって、また市当局の強力な後ろ盾をいただき、この事業のさらなる発展を願うものです。そういう点で、私はこの4議案に対して賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私は、今回の報告に対して賛成並びに反対のことがありますので、両方において討論をいたします。

まず、議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例については賛成をいたします。議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例については反対をいたします。議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、賛成をいたします。議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について、反対をいたします。

賛成は、あくまでも消極的な意味での賛成であります。

それでは、討論の根拠について御説明を申し上げたいと思います。

先ほど松尾議員のほうから指定管理者制度についての論評がありまして、非常に詳しく説明をいただいたわけですが、私は指定管理者制度そのものについては賛成をする立場であります。それはなぜかと申しますと、先ほど官から民へという方向もございますが、やはり市民の持っている力を十分に発揮させる、そういう意味では指定管理者制度というものは非常にいいものだと、そのように考えるわけでありまして。直営でできるもの、業務委託をするもの、あるいは請負にするもの、市政の執行については仕事がそれぞれあると思います。それぞれの特徴を生かした仕事の分担というものは、鹿島市政の発展にとっては必要であると、そういう立場であります。

しかし、今回、指定管理者の導入については、非常に市政の手続としては不十分であると私は思っております。いわゆる市政運営は適正な手続がなされている必要があります。公平、公正、公開という原則がなければなりません。オイ・ワイの関係ではなく、行政情報は常にオープンでなければなりません。市長は2年間の協議を重ねてきたと言うけれども、当事者間だけのものであり、何らオープンにはなっていない、いわゆる説明責任が足りない、そのように私は考えています。行政の運営には適正な手続が必要であります。今回の指定管理者制度導入を含めて、適正な手続がなされていないと私は考えておるわけでありまして。

具体的に申していきたいと思います。

まず、指定管理者導入について、先ほど松尾議員が地方自治法の改正の問題、あるいは公の施設に関する指定管理の問題をみると説明されましたが、それに対する基本的な考え方がなされていない。十分な議論をしてきたと市長はおっしゃいますが、文章化したものがないということは認めておられるところでありまして。指定管理者制度を導入するに当たり、市政運営についてどのようなメリットがあり、デメリットがあり、あるいはそれをどのような施設にしていくかという導入のスケジュールさえも実際は提示されておらないというふうに私は考えます。検討はしておる。時折の施設については、それぞれ地区公民館等の例を示して説明いただきましたが、対象の施設としてふさわしいか、ふさわしくないか、あるいはほかのやり方でできる分があるのかどうか、そういうものを市内の施設を分類していく、あるいは導入の際の検討の結果を示していない、公表していない、そのようなこともあろうかと思っております。

次に、これが一番大事であります。今回の指定管理者の指定については募集という形ではありません。私は市政の運営については、こういう場合、公開、あるいは公募をする、そういう立場でなければならないと思います。市長は公募を今回しないという前提で物事を進めておられますが、私は少なくとも公募をするときと同等の手続をとるべきであると、そのように思います。手続が適正と言えず、市民の判断を受けることも大事であります。

募集要項がまずなければならない、そのように思います。仕様書は示したと委員会でもおっしゃいましたけれども、その具体的な内容については明らかになっておりません。今回の指定制度を導入するための目的は何なのか、導入する施設についてどのようなものがあるのか、いわゆる名称、所在地、施設の設置の時期、あるいは施設の募集をするときの施設の設置の目的、あるいは管理運営に当たっての基本的な考え方、施設の形式、どういう内容の施設であるかということをもっと明らかにすべきであります。

また、指定募集については指定の期間、3年なのか、5年なのか。管理運営については管理の基準を示すこと、これは具体的には休館日の時間とか利用時間の問題等であります。業務の内容の範囲も必要であります。特に今回はエイブル事業という自主事業もありますので、特に自主事業の取り扱いについては、事前にその基準を示すべきであります。取り決めするための十分な協議が必要であろう、そのように考えるわけであります。運営の組織、これも重要であります。地方自治法においては、法人以外のその他の団体でもよろしい、個人はだめだというふうになっておるようであります。

また、これが今回、私が一番疑念を感じたところではありますが、収入及び経費についてであります。

まず、委託料の金額についてであります。今回、市は仕様書はつくってありますが、その中に金額は抜いてあります。そして、参考人にお聞きしたときにも、その金額の予算の範囲内でやる以外ないということをおっしゃっておるようであります。また、協約の締結書でそれはうたっていくんだということも言われておりますが、やはり予定の金額、委託料の金額というのは事前に募集をするときに示すべきであります。管理委託料の上限を示す、そして、その範囲内において募集に応じてこられた方を選ぶべきであります。いわゆる失格になるということでもあります。年間の協定書で決定をするわけであります。しょうけれども、事前に予算の範囲というものをお知らせする、募集のときの必要な事項だと私は思います。

また、それに伴い事業計画書、収支計画書等を総合的に判断するための、いわゆる事業計画書、あるいは収支計画書、そのようなものも当然市としては指示をしなければいけません。私はその点、不十分であったというふうに思うわけであります。

また、委託料の対象となる経費ではありますが、この点についても大規模工事、小規模工事という大枠での分類でしかありません。私はこの問題について、やはりもっと細かな取り決めをすべきである、そのように考えます。施設管理費、人件費、あるいは事業費、これは自主事業費もありますが、それを含めた形での、いわゆる経費の問題について、もう少し細かく基準を示して、予算を示してすべきだというふうに私は考えているところでもあります。

また、委託料というものはどのように支払われるものなのか、あるいは2度にわたって前金制で払うとか、そういうことも当然募集のための要項としてなければならない、そのように考えるわけであります。その募集要項がはっきりしないために、委員会なり参考人との意

見交換をせざるを得ない。それぞれの口頭でのことはあるけれども、より具体的な、客観的な判断をするための資料が不足しておる、そのように私は思うわけであります。

今度は、募集をする、それに伴って指定管理者を希望する者は申請するわけですが、そのときにも申請者の身分の問題、あるいは資格といえますか、そのような問題、あるいは申請書類について、当然事業計画書なり、自主の業務の運営をどのようにするのか、自主事業の提案書、あるいは団体が法人なのか、権利能力なき社団でいいのか、個人はだめですから、そういう団体のどういう団体であるのかを示す書類、当然その団体の定款なり、役員名簿なり、あるいは納税証明なり、そのようなものが必要であろうと思っております。そして、現場説明をするなり、あるいは募集要項に対する質問の受け付けをするなり、それに対する回答をするなり、いわゆる請負工事と同じような手続も必要であろうというふうに私は思うわけであります。

そして、このことについても非常に今回不満であります。管理者を指定するための選定の作業についてであります。今回は公募をしないということでありますから、最初から指定管理者としての協議を先に進めておられます。2年間、事業計画、その他で議論をしてきたというふうにおっしゃっておるわけでありますが、少なくとも選定方法については、外からの委員をつくること、いわゆる指定候補者の選定委員会をつくることによって、そこにおいての評価、あるいは結果というものがなければならない、そういう機能が今回全くないわけがあります。それは公募をしていないからそういうことはないわけでありますが、少なくともそれ相当のものが、外部委員を含めた形での選考委員会というのがあってもしかるべきだと。それが行政の透明性を高める作業であるし、あるいは市政がオープンである、市民に説明責任できる唯一のものだと私は思うわけであります。

ちなみに、この選定については点数方式でしておる佐賀県の例もあります。必ずしも点数が上、予算が少ないということが第1候補者になるとは限らない例は、この前の佐賀県の指定管理者制度の中であったと思っております。ただ、そういう手続をするということが大事だろう、そのように思うわけであります。

協定については、議会の議決を経て、そして協定を結ばれる。そして、その後、指定を受けるという作業が今後残るわけでありますが、そのように今申しましたように、指定管理者の制度の適正な手続という問題について、今回は不十分であるというふうに私は認識をするわけであります。

先ほど言いましたように、募集をして、申請をして、そして委託料というものは事前に限度額を公表する。そして、どのような形で審査をするのか、審査基準を示し、審査項目を示し、審査のポイントを示し、そして点数制によって審査をする。あるいは私も委員会の中で言いましたが、大規模工事、小規模工事の問題を言われまして、口頭で説明を受けましたが、やはり一番大事なのは、僕はそのときに業務分掌ということで申しましたが、やはり業務の

責任の分担表、どの工事を、どの仕事を、だれが責任を持つのか、市が持つのか、指定管理者で持つのか、その責任分担がはっきりしないのが今回の指定管理者制度の導入であります。どういう業務があって、責任があって、その種類を具体的に上げて、その内容を説明し、そしてそれを市が負担するのか、指定管理者が負担するのか、その点の形をきちっとすべきであります。そのようなことを事前に指定管理者になろうとする者に対して公表すること、これが一番大事であります。私は、今回の市の手続について不透明感がある、適正な手続が少しおろそかになっている、そのように感じておるわけであります。

もう1つは、今回の市民立大学についてであります。私はこの市民立大学は権利能力なき社団としてふさわしいかどうかということが大きなポイントであったと思います。財団法人なり、社団法人なり、あるいは株式会社なり、あるいはNPO法人であったり、法に裏づけられた組織であれば資格としては十分であろうと、そのように思いますが、市民立大学は権利能力なき社団であるかどうかということをお私に委員会でも質問したところであります。定款があり、組織がしっかりしておいて、学長が決まっておき、あるいは理事会が開かれて、総会も年に1回開く、あるいは年度の会計の収支報告も出ている、当然会計についての監事もおられる、そのような組織として十分かどうかということについて、私は疑問を持っていたわけであります。

そういうことで、1月6日に大学のほうで理事会が開かれ、学長が決まっておるわけあります。学長としての身分がどのようなものであるかということも、当然調査しなければいけないわけあります。破産者であってはいけないわけありますから、そういう問題も当然出てくるわけあります。そのようなことであります。

今回、参考人招致ということで委員会で開催をしましたが、3者の同行を得ました。学長、理事長、事務局長、3人の方であります。その際にお聞きしたのは、いわゆる組織としてはしっかりしてきた、遅まきながら学長も決定したということで、組織としては、権利能力はないけれども、社団と同様の、社団としてふさわしい、そういう組織になったと私は理解をするものであります。したがって、今回、私は消極的な賛成をするということでございます。先ほど申しましたような適正な手続についてのフォローを今後、指定管理者との間で協約の中でうたい上げてほしい、権利関係を、責任分担をしっかりしてほしい、そのように思うわけあります。

私は図書館の設置条例と指定管理者について、これは反対をいたしますが、先ほど松尾議員が言われたように、私も図書館については指定管理者制度はまだまだなじまないというふうに思うわけあります。

よって、討論を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。8番福井正君。

○8番（福井 正君）

8番福井正でございます。私は議案第58号、59号、61号、62号につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、民間でできることは民間です、行政でしかできないことは行政でやる、また民間だけで、行政だけでできないことは民間と行政が協働をして行うということが、市政、またこれからの鹿島の活性化について必要なことだと思っております。

今回、指定管理者として予定されております組織は、過去2年間以上にわたって、かしま市民立大学を立派に運営されておりますし、また成果も上げておられます。まさに民間の知恵を発揮していただいた成果があったことだと思っております。今後も民間の活力を生かした運営がなされることは、鹿島市にとってよりよい方向に向かうことだと思っております。また、雇用という面につきましても、正規職員、臨時職員、パートを初め、約30名程度の新規の雇用がここに発生をいたします。また、財政健全化という面でいきましても、年間約37,000千円の予算削減となり、これは鹿島のほかの事業に振り向ける余裕ができるということだと思っております。図書館につきましても、図書館長や司書は専門職となることで、さらなる市民に向けたサービスの向上が期待できるものだと思っております。これらの運営が、市民主導で市民のほうを向いた運営ができるものと信じております。よって、議案第58号、59号、61号、62号につきまして賛成の立場で討論いたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

12番の谷口良隆でございます。私は議案第58号、59号並びに61号、62号、そして日程はあえて分けてありますけど、指定管理者に対する私なりの見解という立場からは、60号と63号とも関連して討論をすることに相なろうかと思っておりますが、しばらくの間、御清聴を賜りたいと思っております。

私は、今申し上げます58号から63号までのすべての議案に対しまして、一括して反対の立場から討論をいたします。

慎重審査を必要として、12月定例議会から継続審査となっていたこれらの議案につきましては、私の知る限りでは鹿島市議会史上初めて、複数の常任委員会による連合審査会を設置して審査を行ってまいりました。また、文教厚生産業常任委員会は、ただいまの委員長報告にもありましたように、これまた鹿島市議会史上初めての地方自治法第109条による参考人招致による審査も行ってまいりました。

本市議会として、必要に応じて、こうした形で法律や会議規則等を十分駆使して、市民の負託にこたえるべく慎重審査を具現、実践できたことは評価に値するものではないかと議会の一員として考えております。また、そのように審査を深めることによって、受託者として

予定されているかしま市民立楽修大学の学長の不在の問題や、理事会組織の未整備問題を初めとする同大学の規約等の不備、不都合な点などを中心に問題点が明らかになりました。それらの指摘事項については、当座の措置としては、この正月を挟む繁忙期の中にあつて、執行部と受託予定の団体の皆様方の努力によって、かなりの改善が図られてきたことは高く評価をしたいというふうに考えているところであります。

しかし、慎重審査を行ったこと、それ自体でこらで了としようではないかという話とはまた議論が違うものだと考えております。審査を終結した現在においても、基本的問題については、なお改善を必要とする点、民間への委託それぞれのものがそぐわないという考え方、これは衆参の附帯決議等でもかなりそうした慎重な議論がされてきた、特に図書館の場合はございます。そういった点が審査を深めるに従ってクローズアップしてきたものというふうに考えている次第であります。

問題点を改めて申し上げます。

まず、基本的な執行部方針のぶれがあることでございます。前提が変われば施策は変わると、これは行政、政治のイロハのイの基本であります。12月議会を前に開かれた昨年11月27日の委員協議会における3施設の委託に関する説明で、執行部は指定管理者をかしま市民立楽修大学の運営部長の久原正之氏と記されておりました。しかし、どういうわけか、定例議会の始まった12月5日以降は久原氏の名前が完全に影を潜めております。1月6日、同大学が新しくつくられた暫定組織体制からは、理事会を含めて、この方の名前が完全にございませぬ。公の施設を委託しようとする相手先の代表者が、いかなる都合かの説明もなく、審議の過程でこういう形で変わってしまう、そんなことは私のこれまでの議会経歴の中でも体験したものではございません。

また、この3施設を指定管理者に委託しようとする目的は何かという点では、12月議会本会議における答弁で、この目的を1つには財政基盤強化計画上からの管理コストの削減にあるというふうに説明されました。そして、審議を通して、民間の活力を生かすという立場から市民サービスの向上を図っていくという、この2点が一貫して説明をされてまいりました。

しかし、1月13日の連合審査会においては、去る1月10日に地元紙に掲載をされた伊万里市の浪漫大学の新年度からの閉鎖がございまして、このようなことにならないよう、かしま市民立楽修大学の財政支援もその目的の一つとして、新たな目的がつけ加えられております。これも大きな前提の変更であります。

市民にとっては、最も大きな鹿島市の社会教育、あるいはコミュニティーの施設が、これほど根幹となる前提がぶれながら民間に委託をされるというのは、まずもって問題であるとしか指摘のしようがないわけでありまして。執行部は閣内統一をいま一度やり直して、そのような初歩的指摘を排除すべきであります。この新たな施策を考える前提のあいまいさだけで反対理由は十分であると認識をいたしますが、さらに何点かの問題点をこの際申し上げて

おきたいと思えます。

その第1点は、予定委託額は、提案では年間170,000千円程度と説明されてまいりましたが、連合審査会で審議を深める段階で150,000千円弱に修正をされました。その理由として、施設の使用料分を差し引く点や、市民会館については光熱水道費は本庁舎の管理であるとの理由からその分が差し引かれるという説明が加えられております。それには合理的な理由が成り立ちはしませぬもの、委託の総額が、かがみとなる部分がこう変わるの、やはりまだまだ調整不足と言わざるを得ませぬ。説明に一貫性がございませぬ。

2つ目に、コスト削減の要因を人件費のみとして年間37,000千円と見込まれておりますが、物件等、その他のコストにはほとんど検討された形跡が見られておりませぬ。これも、大切な市財政を預かる行政としては、逐一検証を行い、納得できる説明を施すべきであります。

3つ目には、委託後においてもマンパワーはこれまでの体制の水準を維持するとの説明であります、これだけ多額の人件費を削減された上で、果たして優秀な人材が確保できるか、確信がまだ私には得られませぬ。エイブルと市民会館の職員配置計画と人件費計画書を示されておりますが、つまり嘱託、臨時、パートによる人材確保がかなりの部分を占めることになっているようであります。単なる低賃金構造でコスト削減を果たそうとしているだけとしか映りませぬ。今、大きな社会問題となっているワーキングプアの問題や人材派遣労働に絡む大きな社会的ゆがみを公の手で加速させようとする問題もはらむものであります。

4つ目に、次に、国による指定管理者制度の運用に関する指導にかかわって申し上げてみたいと思えます。

総務省は、国会の審議等を経て、6月6日に都道府県知事あてに総務事務次官通知として「平成20年度地方財政の運営について」という書面を示達されております。それを受けて、同日、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議が開かれております。そのとき、総務省自治行政局行政課長が次官通知（総財財第33号）の説明に使用された資料がこれでございます、委員会審査等を通じても執行部にこれに対する見解を何点か求めてきた経過がございませぬ。

「指定管理者制度の運用上の留意事項」として、総務省が大きくは4点、その1点は指定管理者の選定過程に関する留意事項、その2つ目には指定管理者に対する評価に関する留意事項、その3つ目に指定管理者との協定等に関する留意事項、その4つ目に委託料等の支出に関する留意事項という点で、以下詳細に示されております。

まず、指定管理者の選定過程に関する留意事項として、指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力、物的能力を具体的に反映させているか、留意をするべきであるということであります。この点については、執行部の説明では、一言で表現をしますと、委託後、歩きながら考えるという説明であります。

詳細の2つ目、複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際は、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか。この点については、初めから単独指名ありきの形をとってまいっておりますので、検討されておられません。

詳細の3つ目は、選定委員会のあり方、選定基準等についてでございますが、説明責任を果たしているか。これもありません。選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家が確保されているか。

詳細の5つ目、情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか。毎月発行しております市報にも載っておりますし、現代、便利なホームページにもいろんな情報が載せられておりますが、これだけ大きな施設を委託しようとする今日における今においても掲載をされておられません。事前に市民に了解を得ようとする行政手続が全く不備と断言せざるを得ません。まさに役所ペースのやり方であります。

次に、大きな2つ目の指定管理者に対する評価に関する留意事項については、評価項目、配点等について客観性、透明性が確保されているか。2つ目に、モニタリングの数値、方法等について客観性、透明性が確保されているか。モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか。評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか。評価結果についての必要な情報公開が行われているか。これまた大きな2項目については、初めから単独指名ありきでございますので、何ら検討されておられません。

大きな3つ目の指定管理者との協定等に関する留意事項にかかわりますと、1つ目は、施設の種別に応じた必要な体制、それには物的、人的な、これに関する事項を定めているか。これはシミュレーションされました一覧表的な書面が提示をされておりますが、なお先ほど指摘しますような新たな労働環境というのがどういうふうに確保されるのか、安心感を与える説明までは至っておりません。損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか。説明がございません。指定管理者変更に伴う事業の引き継ぎに関する事項が定められているか。明らかではありません。修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担が定めてあるか。一部については説明されて認められますが、その大半は歩きながら考えるということになっております。5つ目に、自主事業と委託事業について明確な区分がなされているか。これも同様、歩きながら考えるという程度のものであります。

最後に、委託料等の支出に関する留意事項を読み上げますと、委託料等の支出に関する留意事項に関しまして4点ございます。指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際、条件として示されているか。公募をやっておりますから示してもありませんが、利益が出た場合は次年度予算でその分を差し引くとか、あるいは委託料を加えるとか、そういう程度の説明です。地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等、適切な定めが協定等にあるか。書面は見ておりません。委託料の支出に当たり、選定基準（人的、物的能力等）等に応じた適切な積算がされ

ているか。これも人件費部分はシミュレーションされたものが一定示されておりますが、他の物件等にかかわっては一切ございません。最後に、利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し、適正な料金設定となるよう留意されているか。これは基本的に公共料金は条例で定めるという部分が多うございますが、この仕分けについても説明がありません。

以上、指定管理者を運用しようとする場合の留意点を読み上げましたが、その一つ一つについてどれだけ検証されてきたかの足跡が十分読み取れない状態に今日なおあります。これは公立図書館に限った総務省の見解といたしますか、示達ではなく、すべての公の施設運用に適用をすべき示達であります。

以上、反対理由のもととなる点と数点に限って具体論を補足して申し上げましたが、いずれにしても、議会として慎重審査のプロセスを踏んだからいいのではないかという議論ではございません。慎重審査の結果、受託先として候補に上げられているかしま市民立楽修大学としては、議会の指摘を踏まえた行政の意向を受け、ごくわずかな日時の中で不備を整備され、クリアできる組織体制の整備にお骨折りいただいたことには、先ほど申し上げますように深く敬意をあらわす次第であります。我々は受託先の不備だけを指摘してきたわけではなくて、委託の前提条件となる基本的部分の欠落点について何ら解決し得ていない部分が余りにも多過ぎる。私は行政のチェックの役割として、市民の前にこの段階において及第点を与える段階には至っていないとしか申し上げようがございません。議員諸公にあらわれては、委員会審査を通じて一定の意思表示が行われてきてはおりますが、苦しい判断とは存じますが、本会議での意思表示が最終結果でございます。勇断を振るっていただくことを御祈念し、私の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

私は、議案第58号、59号、61号、62号並びに日程第4にあります60号、63号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来よりいろんな御指摘がありましたが、これまでの段階の中で説明不足があったことは事実でございます。しかし、今、鹿島市においては、税収、自主財源の伸び悩み、地方交付税の削減、特にこの地方交付税におきましては、平成11年度をピークにした44億円という交付税が参っておりますが、平成20年度予算では3,370,000千円ぐらいという10億円にわたる削減が行われてまいっております。また、国民健康保険の累積赤字等、厳しい財政状況に対応し、市民に過重な負担を求めることを極力回避して、可能な限り現在の行政サービスの維持をするために財政基盤強化計画が進められております。

平成17年8月に、財政基盤強化計画成果の策定報告書に基づき、指定管理者制度について

は検討をされてきたところであります。特に今回、指定管理者の3施設につきましてのことにつきまして、エイブル全館と市民会館全館の維持管理、ホール業務、図書館運営、生涯学習事業を指定管理者制度に移行すると。また、コスト削減を図ることも目的の一つであるが、さらに民間活力によるサービスの向上を目的とするということが明記をされております。

次に、先ほど来から公募の基準というものが指摘をされました。私は生涯学習及び図書館事業は利益追求ができるものではないと。利益追求を目的とする団体や企業の参入はふさわしくないということで、3施設の指定管理者は公募によらない単独指定をされております。鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きに規定する公募によらない合理的な理由があると認められれば、単独指名ができるとされております。その合理的な理由とは、施行規則第3条に掲げてあります。1つが、地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待される。特に専門的、または高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。3番目に、当該公の施設の設置目的を実現し、または市の計画を実現するために特定の団体が当該公の施設を管理運営することが必要であるとき。この3点が明記をされております。

そういう中で、今回、かしま市民立楽修大学に指定管理を委託される予定になっておりますが、このかしま市民立楽修大学は、平成18年6月に市民による市民のための市民の生涯学習を推進するために設立されております。ですから、この3年間、いろんな事業を推進され、いつでも、どこでも、だれでも、何でも学ぶことができる生涯学習をモットーに、市民が主体となって企画、立案、運営をされております。これまで、その経験と実績は多大なものがあります。私は民間活力を生かすという意味から、かしま市民立楽修大学に委託されることが適当であると考え、賛成討論といたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第58号は可決することに決しました。

次に、議案第59号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第59号は可決することに決しました。

次に、議案第61号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第61号は可決することに決しました。

次に、議案第62号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第62号は可決することに決しました。

日程第4 議案第60号、議案第63号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての2議案の審議に入ります。

去る12月16日の本会議において総務建設環境委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第60号及び議案第63号の2議案について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

総務建設環境委員会審査報告書

平成20年12月16日の本会議において付託され、閉会中の継続審査となっておりました、議案第60号「鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について」、議案第63号「鹿島市民会館の指定管理者の指定について」の2議案は、平成21年1月13日に文教厚生産業委員会との連合審査会で審査し、その後委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

平成21年1月13日

総務建設環境委員会

委員長 福 井 正

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

総務建設環境委員長の報告を申し上げます。

去る12月16日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての2議案は、平成21年1月13日に文教厚生産業委員会との連合審査会を開催し、市長、副市長、教育長、担当部課長及び関係職員の出席を求め、議案内容の説明を受けました。

連合審査会での質疑内容は、先ほど水頭文教厚生産業委員長の報告のとおりであります。

連合審査会終了後、直ちに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

討論では、指定管理者を公募でなく、特定事業とした選定理由について説明責任が不十分である。市民への情報公開、透明性が不十分である。委託料の算定が不確定である。3施設への指定管理者の指定をする目的がぐらついている。目的を明確にして市民へ説明する必要があるという反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定についての2議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設環境委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市民会館条例の一部を改正する条例については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第60号は可決することに決しました。

次に、議案第63号 鹿島市民会館の指定管理者の指定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第63号は可決することに決しました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時41分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 3番 松 本 末 治

同 上 4番 光 武 学

同 上 5番 馬 場 勉